

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 10 件

厚生年金保険関係 10 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501064号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600288号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日
⑫ 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の請求期間③及び⑤に係る賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録(以下「賞与異動記録(請求者分)」という。)により、請求者は、同社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに

係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③及び⑤については、請求者から提出された上記賞与明細書により、請求者は、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間④及び⑩については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、請求者から提出された上記賞与明細書及び賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	29万4,000円
② 平成17年8月10日	18万円
③ 平成17年12月10日	13万円
④ 平成18年4月10日	14万3,000円
⑤ 平成18年8月10日	9万4,000円
⑥ 平成18年12月10日	15万3,000円
⑦ 平成19年4月10日	20万3,000円
⑧ 平成19年8月10日	18万1,000円
⑨ 平成19年12月10日	9万8,000円
⑩ 平成20年4月10日	20万9,000円
⑪ 平成20年8月10日	13万4,000円
⑫ 平成20年12月10日	13万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501091号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600289号

第1 結論

請求者のA社における平成17年4月10日の標準賞与額を5万8,000円、同年8月10日の標準賞与額を10万2,000円、平成18年4月10日の標準賞与額を21万7,000円、同年8月10日の標準賞与額を14万6,000円、同年12月10日の標準賞与額を17万2,000円、平成19年4月10日の標準賞与額を17万3,000円、同年8月10日の標準賞与額を10万3,000円、同年12月10日の標準賞与額を5万5,000円、平成20年4月10日の標準賞与額を20万1,000円、同年8月10日の標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年4月10日、同年8月10日、平成18年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日及び同年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年4月10日、同年8月10日、平成18年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日及び同年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成18年4月10日
④ 平成18年8月10日
⑤ 平成18年12月10日
⑥ 平成19年4月10日
⑦ 平成19年8月10日
⑧ 平成19年12月10日
⑨ 平成20年4月10日
⑩ 平成20年8月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑩までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の請求期間⑨及び⑩に係る賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録（以下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、同社から請求期間①から⑩までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑤、⑥及び⑦については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑩については、請求者から提出された上記賞与明細書により、請求者は、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑧については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、請求者から提出された上記賞与明細書により、請求者は、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間③及び④については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、請求者から提出された上記賞与明細書及び賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 4 月 10 日は 5 万 8,000 円、同年 8 月 10 日は 10 万 2,000 円、平成 18 年 4 月 10 日は 21 万 7,000 円、同年 8 月 10 日は 14 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 17 万 2,000 円、平成 19 年 4 月 10 日は 17 万 3,000 円、同年 8 月 10 日は 10 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 5 万 5,000 円、平成 20 年 4 月 10 日は 20 万 1,000 円、同年 8 月 10 日は 11 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑩までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑩までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501582号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600290号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日
⑫ 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録(以

下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑩については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	36万8,000円
② 平成17年8月10日	35万7,000円
③ 平成17年12月10日	24万6,000円
④ 平成18年4月10日	25万2,000円
⑤ 平成18年8月10日	34万3,000円
⑥ 平成18年12月10日	24万1,000円
⑦ 平成19年4月10日	33万4,000円
⑧ 平成19年8月10日	29万7,000円
⑨ 平成19年12月10日	32万5,000円
⑩ 平成20年4月10日	31万7,000円
⑪ 平成20年8月10日	29万7,000円
⑫ 平成20年12月10日	29万1,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501307号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600291号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日
⑫ 平成20年12月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑫までの賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録(以

下「賞与異動記録（請求者分）」という。）により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、請求者と同職種の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、B厚生年金基金から提出された当該同僚に係る賞与異動記録（以下「賞与異動記録（同僚分）」という。）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑨については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、④、⑤及び⑩については、上記同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、賞与異動記録（同僚分）により確認できる賞与実額と同額の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者は、当該期間において、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与実額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賞与異動記録（請求者分）により確認できる賞与額又は上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年4月10日	29万7,000円
② 平成17年8月10日	28万8,000円
③ 平成17年12月10日	27万5,000円
④ 平成18年4月10日	29万6,000円
⑤ 平成18年8月10日	25万円
⑥ 平成18年12月10日	29万4,000円
⑦ 平成19年4月10日	40万9,000円
⑧ 平成19年8月10日	22万7,000円
⑨ 平成19年12月10日	30万8,000円
⑩ 平成20年4月10日	27万2,000円
⑪ 平成20年8月10日	35万2,000円
⑫ 平成20年12月10日	31万6,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600760号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600292号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を60万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社から支給された請求期間に係る賞与の年金記録がないことを知った。賞与の振込額が確認できる普通預金元帳を提出するので、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された普通預金元帳により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が保有するA社の請求期間に係る賞与支給明細書により、当該同僚はいずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳及び上記同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、60万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600761号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600293号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を25万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社から支給された請求期間に係る賞与の年金記録がないことを知った。賞与明細書等の資料はないが、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金元帳により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が保有するA社の請求期間に係る賞与支給明細書により、当該同僚はいずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳及び上記同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600762号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600294号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を74万2,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社から支給された請求期間に係る賞与の年金記録がないことを知った。賞与明細書等の資料はないが、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が保有するA社の請求期間に係る賞与支給明細書により、当該同僚はいずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記取引推移一覧表及び上記同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、74万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料

及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600805号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600295号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年3月2日から同年2月16日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和56年2月16日から同年3月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和56年2月16日から同年3月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年2月16日から同年3月2日まで

昭和55年4月1日にA社に入社して以来、同一企業に継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)、D健康保険組合から提出された「適用一記号番号変遷履歴」及びC社から提出された人事記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和56年2月16日にA社から同社B支店に異動)し、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店における被保険者資格取得時(昭和56年3月)の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和56年2月16日から同年3月2日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600526号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600296号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額を28万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを会社から説明を受けて知ったので、調査をし、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳(賞与)並びにB厚生年金基金から提出された請求者に係る被保険者賞与支払届一覧表及び賞与異動記録により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳(賞与)により確認できる厚生年金保険料控除額から28万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月15日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保

険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600435号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600297号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を41万8,000円、同年12月10日の標準賞与額を55万円、平成16年7月9日の標準賞与額を50万円、同年12月10日の標準賞与額を67万8,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を51万3,000円、同年12月9日の標準賞与額を62万3,000円、平成18年7月14日の標準賞与額を52万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月14日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録がないことを知った。

請求期間①から⑦までに賞与が支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①、②及び③に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳並びに賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は41万8,000円、請求期間②は55万円、請求期間③は50万円とすることが妥当である。

請求期間④から⑦までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳により、請求者は、A社から当該期間に賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、請求者の請求期間④から⑦までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間④は67万8,000円、請求期間⑤は51万3,000円、請求期間⑥は62万3,000円、請求期間⑦は52万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。